

# 関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所6階大会議室

## ○議事日程

平成29年12月6日（水曜日）午前10時00分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (6) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について
- (7) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

## ○出席委員（19名）

1番 安田 美雄 君	2番 井戸 恒男 君	3番 川村 信子 君
4番 佐藤 平和 君	5番 遠藤 昭治 君	6番 野田 卓志 君
7番 片岡 篤夫 君	8番 森 邦彦 君	9番 八木 豊明 君
10番 杉山 徳成 君	11番 中村 雅博 君	12番 後藤 三郎 君
13番 安田 孝義 君	14番 増井 賢一 君	15番 土屋 尊史 君
16番 野村 茂 君	17番 日置 香 君	18番 永井 博光 君
19番 岩田 幸子 君		

## ○委員以外の出席者

経済部長	永田 千春 君	農業委員会事務局長	西部 成敏 君
農業委員会事務局課長補佐	長屋 正彦 君	農業委員会事務局主任主査	加藤 京子 君
農業委員会事務局係長	渡辺 初美 君	武芸川事務所課長補佐	桜井 伸一 君
上之保事務所主事	大野 千春 君		

午前10時00分 開会

○事務局課長補佐（長屋正彦君） それでは、只今より農業委員会を始めさせていただきます。初めに、市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

（市民憲章唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。

それでは、野村会長よりご挨拶をお願いします。

○議長（野村茂君） 今朝起きましたら屋根が白くなっておりました。関市の街の中はどうかでしょう。そうすると板取は15cmあったのではと思います。そういったことで本格的な冬に入ります。先般、11月30日に全国農業委員会会長代表会議がありまして、県下では12委員会の24名、出席されました。内容的には、農地利用最適化の活動についてパネルディスカッション、体験発表がありました。最後にコーディネーターがまとめられた事は、農業委員も推進委員もそれぞれ地域をしっかりと把握し農家に足を運ぶことが、農地利用推進事業に繋がるのだと話されました。今後の取り組みについて事務局からお話がありますのでよろしくをお願いします。

○事務局課長補佐（長屋正彦君） 続きまして、経済部長の永田がご挨拶申し上げます。

○経済部長（永田千春君） 寒さが厳しくなってきました。師走という事で、みなさんお忙しい中、インフルエンザの流行の兆しもあるので、お体に気を付けていただくようお願いしたいです。

12月1日から定例議会が開会しました。農政関係で一般質問が1件ありました。みなさまホームページ等でご存知の方もいらっしゃると思いますが、会長のお話の中にもありました、農地利用の最適化について、本当にたいへんな大きな課題だと考えております。今回はそういった質問ではありませんが、農政に関しての議会でのやり取りをみなさんにもご関心を持っていただけるのではと思っておりますし、関市全体の農家の課題としてとらえていただき、農地利用の最適化・集積化が進むといいなと考えております。私ども事務局もそういった部分で今日のその他でアンケート調査等を検討しており、みなさんにご相談申し上げるという事ですので、合わせてよろしくをお願いします。

○事務局課長補佐（長屋正彦君） 本日の、欠席委員のご報告をさせていただきます。

本日は全員出席のため、欠席委員はいません。

○議長（野村茂君） ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。会議規則第8条により全員の出席により総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。11番中村委員、12番後藤委員をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君） 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。

議案は1ページからになります。

1番の案件 位置図は、1ページになります。申請地は、下有知地内、今宮公民センターの南南西120mほどに位置する農振農用地区域外である田1, 147㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲渡人は、経営移譲している娘に、申請地を贈与するというもの。譲受人は、申請地を父より贈与を受けるというもの。

2番の案件 位置図は、2ページになります。申請地は、武芸川町八幡地内、武芸川幼稚園の南東600mほどに位置する農振農用地区域外である登記地目田、現況地目畑2筆196㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲渡人は、病気療養中により耕作が困難なため、申請地の隣接に居住している義理の兄に贈与するというもの。譲受人は、現在は愛知県稲沢市に居住しているが、申請地の隣接地に住宅を建築し、週の後半の木曜日から日曜日は、武芸川町で生活している。

今回、義理の弟より申請地を贈与により譲り受けるというもの。下限面積の関係で、農地利用集積計画の4番の案件と同時許可となります。

以上、所有権の移転に関するもの2件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君） 事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願い

いします。

(意見なし)

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手願います。

(全員挙手)

全員挙手のため、議案第1号の2件を原案のとおり許可することといたします。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(長屋正彦君) 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について。

農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。

議案は、2ページからになります。

1番の案件 位置図は、3ページになります。申請地は、鋳物師屋笠屋土地区画整理事業施行地内、天神公民センターの南東150mほどに位置する田2筆。仮換地面積675㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。転用目的は、長屋住宅です。申請人は、申請地周辺は都市化が進み、住宅も多くなり、申請地において収穫及び収入が思うように見込めない。また、年齢を重ねるごとに耕作が辛くなり、後継者不足により現状維持が出来なくなってきたため、申請地に長屋住宅を建築し、家賃収入を得て、生活資金の一部に充てたいというもの。隣地農地所有者の承諾を得ております。

1月16日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

2番の案件 位置図は、4ページになります。申請地は、南天神3丁目地内、天神公民センターの南西390mほどに位置する田2筆、2,501㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。転用目的は、長屋住宅です。申請人及び申請理由は、4条1番の案件と同様であります。

1月16日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。当案件は、1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく開発協議の承認が必要であります。

3番の案件 位置図は、5ページになります。申請地は、西田原地内、田原保育園の北東30mほどに位置する登記地目田、現況地目畑412㎡。農地の区分は、農振農用地です。転用目的は、農地の嵩上げ(一時転用)です。申請人は、湧水があり、田として利用しづらいため、申請地を60cm程度盛土し、畑として利用するというもの。本件は、申請地西側隣接地の市発注の田原公民センター駐車場整備工事に伴う湧水対策としての造成工事で、造成費用は市が負担するというもの。一時転用期間は、許可日から平成30年2月28日までとなっております。

1月16日に現地確認をしたところ、農地性ありと確認しています。申請地は、農振農用地であるが、一時的な利用であり、農地への復元が誓約されているため、転用はやむを得ないものと判断します。

4番の案件 位置図は、6ページになります。

申請地は、巾3丁目地内、巾公民センターの西260mほどに位置する登記地目畑、現況地目田926㎡の内、584㎡。登記地目、現況とも田1,046㎡の内、395㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用目的は、賃貸住宅及び共同住宅です。申請人は、高齢となり、継続しての耕作が難しくなったため、営農面積を縮小し、申請地に賃貸住宅及び共同住宅を建築し、家賃収入を得たいというもの。隣地農地所有者の承諾を得ております。

1月16日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は第3種農地であり、転用はやむ得ないものと判断します。

以上4件について、ご審議をお願いします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

（発言なし）

これより質疑を行います。質疑のある方はございますか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手のため、議案第2号の4件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。

農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。

議案は、4ページからになります。

1番の案件 位置図は、7ページになります。申請地は、鋳物師屋 笠屋土地区画整理事業施行地内、天神公民センターの南南西150mほどに位置する登記地目田、現況地目宅地。仮換地面積194㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。転用目的は、一般個人住宅です。譲受人は、賃貸住宅に住んでいるが、自己住宅を建築するため、候補地を探していたところ、申請地が希望する条件にあったため、申請地を買い受けて、一般個人住宅を建築するというもの。譲渡人は、申請地を分譲用宅地に造成したので、譲受人の申し手に応じ売り渡すというもの。隣地農地所有者の承諾を得ております。

1月16日に現地確認をしたところ、宅地であると確認しています。なお、本案件につきましては、平成29年2月28日付けで農地法5条の許可を受け、分譲用宅地とする許可目的を達成しているが、申請地は現在仮換地中であるため、登記地目が農地から宅地に変更できないため、農地法の申請が必要となったものであります。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

2番の案件 位置図は、8ページになります。申請地は、鋳物師屋笠屋土地区画整理事業施行地内、天神公民センターの南南西200mほどに位置する登記地目田、現況地目畑2筆、仮換地面積406㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。転用目的は、一般個人住宅です。借受人らは、現在アパート住まいをしているが、家族が増え手狭になったため、申請地を父から使用貸借権により借り受けて、一般個人住宅を建築するというもの。貸付人は、借受人の申し手に応じ貸し付けるというもの。隣地農地所有者の承諾を得ております。

1月16日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

3番の案件 位置図は、9ページになります。申請地は、肥田瀬地内富岡公民センターの西250mほどに位置する登記地目畑、現況地目原野316㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。転用目的は、建設業資材置き場です。譲受人は、建設業を行っている会社で、現在使用している資材置き場が、手狭となったため、申請地を買い受けて、資材置き場として、隣地雑種地と一体利用したいというもの。譲渡人らは、相続により取得したが、高齢であること又、居住地が遠方であることから、農地として適切に管理することが困難であるため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。

1月16日に現地確認をした結果、原野であったため、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

4番の案件 位置図は、10ページになります。申請地は、西神野地内八神下集会所の南南東60mほどに位置する登記地目田、現況地目原野164㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦

しているため、第3種農地と判断します。転用目的は、薪置場、薪割作業場です。譲受人は、住宅暖房用暖炉の一冬分の薪及び料理用の窯に使用する薪を常備するため、申請地を買い受けて、薪置場、薪割作業場として利用したいというもの。譲渡人は、耕作が困難なため、譲受人の申し手に応じ、売り渡すというもの。

1月16日に現地確認をした結果、原野であったため、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

5番の案件 位置図は、11ページになります。申請地は、倉知地内、東海北陸自動車道関ICの南東350mほどに位置する登記地目畑、現況地目雑種地一部畑201㎡。登記簿、現況とも畑130㎡登記地目田、現況地目畑18㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。転用目的は、瓦製造・販売業資材置き場です。借受人は、隣接地で瓦製造・販売業を行っている会社で、申請地を使用貸借権により借り受けて、瓦の材料となる粘土や瓦の置き場として利用したいというもの。貸付人は、自身が経営する会社へ貸し付けるというもの。貸借の期間は、許可日から10年間となっています。

1月16日に現地確認をした結果、一部が既に資材置き場として利用されていたため、始末書が添付されております。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

6番の案件 位置図は、12ページになります。申請地は、下有知地内長良川鉄道関市役所駅の北西350mほどに位置する田1,319㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。転用目的は、自動車修理・販売業展示場・駐車場です。譲受人は、申請地の隣接地で自動車修理・販売を行っており、事業拡大に伴い自動車の展示場としての駐車場が必要となったため、申請地を買い受けて、自動車の展示場及び駐車場として利用したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。

1月16日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。当案件は、1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく、開発協議の承認が必要であります。

7番の案件 位置図は、13ページになります。申請地は、小屋名地内小屋名公民センターの東南東230mほどに位置する登記地目畑、現況地目宅地3筆534㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。転用目的は、一般個人住宅です。借受人は、貸付人と同居しているが、家族が増え手狭になったため、申請地を妻の父から使用貸借権により借り受けて、一般個人住宅を建築したいというもの。貸付人は、高齢となり耕作が困難であるため、借受人の申し手に応じ、貸し付けるというもの。貸借の期間は、許可日から20年間となっております。

1月16日に現地確認をしたところ、宅地であったため、始末書が添付されております。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

8番の案件 位置図は、14ページになります。申請地は、山田地内山田公民センターの南西200mほどに位置する登記地目田、現況地目雑種地38㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。転用目的は、一般個人住宅駐車場・通路です。譲受人は、申請地を買い受けて、一般個人住宅 駐車場・通路として一体利用したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し手に応じ、売り渡し、生活資金に充てるというもの。

1月16日に現地確認をしたところ、雑種地であったため、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

以上、所有権移転に関するもの5件、使用貸借権の設定に関するもの3件、計8件のご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

（発言なし）

ないようですので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

(全員挙手)

全員挙手のため、議案第3号の8件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

続きまして、議案第4号 事業計画変更申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

(事務局説明)

○事務局課長補佐(長屋正彦君) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について。

農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

議案は、8ページになります。

1番の案件 位置図は、15ページになります。申請地は、倉知地内山崎公民館の南西150mほどに位置する登記地目田、現況地目宅地2筆566㎡。変更内容は、転用目的の変更です。当初事業計画者は、平成21年11月27日に5条転用許可を受け、一般個人住宅を建設する計画で造成したが、経済的な理由で断念したというもの。変更後の事業目的は、申請地隣接で、すずらんとという老人ホームを医師である夫と共に経営しているが、入居者及び職員が増え、駐車場が不足しているため、申請地を施設駐車場として利用したいというもの。

11月16日に現地確認をしたところ、宅地であると確認しています。農地区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断されるため、転用はやむを得ないと判断します。

以上、ご審議をお願いいたします。

○議長(野村茂君) 事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

(全員挙手)

全員挙手のため、議案第4号の1件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第5号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(長屋正彦君) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

議案は、9ページからになります。

使用貸借権の設定に関するものについて、新規6件、16筆。賃貸借権の設定に関するものについて、新規2件、3筆。地目は、全て田で、19筆19,671㎡です。地区は、広見、武芸川町跡部、武芸川町八幡、神野、山田、植野の6地区。設定移転を受ける者は、(株)せき西めぐりほか3者でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

なお、4番につきましては、3条2番の案件と同時許可となります。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長(野村茂君) 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第6の農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議案第5号の農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することといたします。

続きまして、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）報告1号 農地法第18条第6項の規定による届出について。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出。賃貸者の合意解約の届出について、説明させていただきます。議案は11ページになります。

1番の案件 届出地は、武芸川町八幡地区の田1筆1, 125㎡です。賃借人は、(有)むげがわ農産です。合意解約日は、平成29年10月31日です。

以上、報告させていただきます。

○議長（野村茂君）報告第1号につきましては、事務局の報告のとおりです。

以上、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。その他について、事務局の説明を求めます。

（事務局長より農地意向アンケートについて説明）

（多数意見あり）

○事務局課長補佐（長屋正彦君）次回の総会は平成30年1月9日火曜日午前10時からです。閉会のご挨拶を職務代理の安田委員からお願いします。

○職務代理（安田孝義君）来年から戸別補償、休耕制度がなくなります。農家は、たいへんだと思います。そうした中で、関市で農業をやっていく上で、どう方向性を見出していくかがこれからの問題です。先日、中山間部で柵がしてあっても、サルやイノシシが出没するような状況を見ました。放棄すると雑草が生えてどうしようもなくなります。前回と今回の総会で話がありましたが、放棄地だけは失くそうと。助成はしてもらわないといけないが、あらゆることをする上で、土地を守っていかなばと思います。いろいろなご意見を聞き一歩でも前進していくのが、農業委員の力、推進委員の責務ですので、出来るだけ早く実施し、問題はありますが、ご協力をお願いします。

今年もあと僅かとなり、来年も厳しいようですがお互いに力を合わせ少しでも活発な活動ができるよう頑張りたいと思いますので、ご協力をいただきたいと思います。

○議長（野村茂君）ご苦勞様でございました。

午前11時28分 閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 関市洞戸市場551番地

印

11番 関市広見773番地

印

12番 関市上白金464番地

印